

狩猟解禁に合わせパトロールを実施します

令和7年11月15日（土）の狩猟解禁日に合わせ、狩猟者に対し狩猟マナーの徹底及び事故・違反の未然防止の指導を行うとともに、地域住民への注意喚起を行います。

1 狩猟期間

令和7年11月15日（土）～令和8年2月15日（日）

- ・ニホンジカ及びイノシシのわなによる狩猟は、令和8年3月15日（日）まで。
 - ・2月16日から3月15日の期間中、わなにかかったニホンジカ及びイノシシを銃の狩猟者登録をしている方が「止めさし」をする場合に限り銃器の使用が可能です。
- ※止めさし：銃器や刃物を使用してとどめを刺すこと。

2 狩猟解禁日パトロール

（1）日時 令和7年11月15日（土）午前6時から午前9時頃まで

（2）巡視場所

A班 岡谷市、下諏訪町（午前6時岡谷警察署前集合）

B班 諏訪市（午前6時諏訪警察署前集合）

C班 茅野市（午前6時茅野市役所前集合）

D班 富士見町、原村（午前6時15分富士見町役場前集合）

※状況により集合時間等が変更になる場合がありますので、事前にお問合せください。

（3）巡視者 県鳥獣保護監視員及び諏訪地域振興局林務課職員

※各市町村及び警察署と連携の上実施します。

（4）内容

- ・狩猟者に対する狩猟マナーの徹底及び安全狩猟の指導
- ・主に猟場周辺の地域住民に対する狩猟解禁の周知及び注意喚起

確かな暮らしを守り、

信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

長野県諏訪地域振興局

林務課林務係 山崎、伊藤

TEL：0266-57-2919（林務係直通）

FAX：0266-57-2948（林務課内）

E-mail：suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp